

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

目次 (略)

第1章～第12章 (略)

第13章 雑則

第40条～第46条 (略)

(サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知)

第46条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が[行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知等に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する I P 通信網契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。](#)

第47条～第51条の3 (略)

第14章 (略)

別記 (略)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

目次 (略)

第1章～第12章 (略)

第13章 雑則

第40条～第46条 (略)

(サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知)

第46条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が[サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する I P 通信網契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。](#)

第47条～第51条の3 (略)

第14章 (略)

別記 (略)

[附 則 \(令和6年3月15日 C N S 1 サ第000400005343-01号\)](#)

[この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。](#)